

【諸般の報告・その他の関係】

問 宇野 裕副委員長

産廃の不法投棄はだいたい夜に行われると思うが、夜間、公道を走っている車への取り締まりについてどのように考えているのか。

---

答 鶴岡環境対策監

不法投棄の取り締まりには難しい面があるため、本県では平成14年に独自の産廃条例を制定し、収集運搬業者に対するステッカー制度や自社物運搬車に対する廃棄物処理票の車両運行中の携帯、自社物の夜間における処理施設への搬入制限等により、夜間の不法投棄対策に効果を上げている。

さらに、県では365日、24時間対応のパトロールを行うとともに、市町村職員にも立入検査権を与え、監視体制の充実強化を図っている。

また、市町村からの通報や、産廃110番も活用して、夜間の不法投棄の防止に努めていきたい。

---

要望

【諸般の報告・その他の関係】

宇野 裕委員

産廃の不法投棄について、「夜間、公道を走っている車への取り締まりをぜひ、強化してほしい。」との要望があった。

---